

農業委員会だより

●発行 平成24年3月31日
●企画・編集 大和市農業委員会
〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号
電話 046(260)5137

農家戸数/415戸
経営面積/220.76ha
(平成24年1月1日現在)



鮮やかなピンクに染まるブーゲンビリア(大和市上草柳 古谷田さん宅)



農業の高齢化社会を迎えて

大和市農業委員会会長 中丸 慎

春光うらかな今日この頃、皆様にはますますご健勝のことと存じます。

日頃から農業委員会活動に対しまして、特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。昨年、東日本大震災という未曾有の大災害から1年が経過しました。被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願うばかりでございます。

さて、農業の現状は農業所得の減少、担い手の減少や高齢化が進んでおります。基幹的農業就業者の平均年齢は66.1歳に達し、今後5年間で急速にリタイヤすることが見込まれます。このため耕作放棄地も増加し、まさに危機的な状況にあると言っても過言ではありません。

このような状況の中、現在大和市では高齢農業者等のニーズに即した授農サポーター制度を導入しておりますが、より多くの農家が利用できるよう促進して参ります。また引き続き新規就農者に対し、農業経営の知識・技能の指導及び就農支援資金等の相談を積極的に進めるよう努力して参ります。

いうまでもなく農業委員会は、国や県、市とともに農地行政の一端

を担う行政委員会であり、地域農業振興の推進体でもあります。特に、新たな農地制度のもと、農地の権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務をはじめ、遊休農地への指導など農業委員会が果たす役割は重要性を増しております。そのような中、農地の有効利用や遊休農地の解消を図るため、昨年、荒廃農地対策部会を設置し、農地パトロール及びその後の指導を強化するとともに、農業委員と事務局が一体となって、きめ細かな対応をして参りました。今後も地域における農業の身近な相談者として、積極的な農業委員活動を目指したいと思っております。

最後に、日本の農業はTPPへの参加を巡る問題と農業者の高齢化を迎えて、二重の極めて難しい状況におかれておりますが、都市農業が持っているさまざまな観点からその可能性を引き出し、地域の特性に即した産業としての農業再生のため、一層の努力をして参ります。

今後も皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

主な内容

- 会長あいさつ ①
- 農業委員会活動報告 ②
- 援農サポーターの紹介 ③
- 若き担い手紹介 ③
- 相談コーナー(大切な農地をお互いに見守ろう) ④
- 知って得する農業者年金制度Q&A ④

農業委員会活動報告

(平成23年1月～12月総会)

農業委員会では、毎月総会を開催して農地の売買・貸借などの権利設定・移動など農地転用に伴う農地法等の許可申請の審査を行っています。

また、農地パトロール月間である11月に市内農地のパトロールを重点的に実施したほか、随時巡回しています。特に管内の農業振興地域内農用地と生産緑地を重点地域として、遊休農地や遊休化のおそれのある農地の実態の把握や農地の違反転用が行われていないかなど農地の「利用状況調査」を行いました。



農地を巡回する農業委員

利用状況調査の実施に伴い、荒廃農地対策部会を設置するとともに、総会時に農業委員が、地域巡回の結果報告と遊休・荒廃農地、違反転用農地の対策等について協議を行っています。

このほか、毎年農業委員の資質向上を図り、農業委員会の活性化を図るため先進地視察研修も行っています。

今年度は、千葉大学柏の葉キャンパスの植物工場実証試験施設を視察しました。



植物工場実証試験施設を視察

総会における審議内容

主な審議案件	関係法令等取扱い区分	件数
耕作目的の権利移転・賃借権設定	農地法(3条許可)	2
相続に伴う権利取得	農地法(3条の3届出)	22
調整区域内農地の転用(一時転用を含む)	農地法(4条・5条許可)	10
市街化区域内農地の転用	農地法(4条・5条届出)	139
農地利用の増進	農業経営基盤強化促進法ほか	16
諸証明	租税特別措置法施行規則ほか	16
その他	農業委員会等に関する法律施行令	6

お知らせ

農業委員会総会は毎月開催しています。

- 市街化区域の農地転用 **届出制** は随時受付しています。
- 市街化調整区域の農地転用 **許可制** 申請の受付は毎月10日締切りで、県許可までに通常2か月程度かかります。



余裕を持って
手続きしてください。

賛助会員費募金

昨年12月、各地区の生産嘱託員を通じてご協力いただきました「神奈川県農業会議賛助会員費」の募金は、1月末に取りまとめを完了しました。

その結果、平成23年度の賛助会員費として214,000円の厚志をお寄せいただきました。この賛助会員費は、神奈川県農業会議において、農家の皆様が安心して農業経営を継続していけるよう様々な農政活動に使わせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

農地を相続したときは届出を！

農地を相続したときは、届出が必要です。

農業委員会では、例えば相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続きは簡単です。農業委員会へお問い合わせください。
電話 046(260)5137

農

業者のみなさん、私たちがお手伝いします!

援農サポーターの紹介

高齢化が進む地域の農家を支援するために



高齢化や後継者不足に悩む市内の農家では、農作業の担い手不足が問題となっています。このため市では市内の農家を支援する市民を養成しようと「援農サポーター養成講座」を平成23年度から開催しました。講座の受講者は15名で、講座終了後は、援農サポーターとして登録し、支援を希

望する市内の農家に出向き、農作業の手助けをしています。真夏の陽射しの降りそそぐ中、女性サポーター3名が梨の栽培農家の山下眞一さん(福田)の畑で農業実習の一環として収穫の作業にあたりました。それぞれの立場から皆さんにお話をお聞きました。

援農サポーター

春先の摘果作業では情けないことに肩こりになってしまい、改めて農家さんのご苦労がわかりました。また、梨の収穫では熟したのを見つけ、もぎ取っていくのですが、「透き通ったものを」のアドバイスを受けるも、最初はまったく見分けがつかず効率が上がりませんでした。山下さんは心から梨に愛情を注いでいる方だと思いました。そしてひとつひとつ丁寧にこだわりをもって育てている。私たちは梨の木からエネルギーと癒しを沢山もらいました。今回お手伝いしてきて、自分たちが手をかけたものを収穫する喜びを一番に感じました。今後も是非援農ボランティアとして関わっていききたいです。

楽しみながら、生産者をバックアップしていきます!



右から山下さん、援農サポーターの尾形さん、朝倉さん、芹田さん

受入れ農家

最初は他人を畑に入れることに抵抗がありましたが、若い人たちに元気をもらいました。作業内容はまだまだですが、繁忙期にはまたお願いしたい。私もあと10年ぐらい頑張ってみようかと、ますます「こだわり」感が出てきました。

援農サポーターに関するお問合せは 農政課まで
電話 046(260)5132

若

き担い手紹介

父親の背を見ながら「自分は農業オンリーでいこう」と決意



上和田にお住まいの神谷さんは、食品の卸と農業を営む父親が植えた梅の木が毎年立派な実をならす姿を見て、19歳の時、「自分は農業オンリーでいこう」と決意したそうです。

県立農業アカデミーを卒業した後、新たに梨やイチジク、ブルーベリーを植え、農業をスタートさせました。

神谷さんは、地元栽培の酒米山田錦と地元で収穫した生梅を漬け込んだ高級梅酒「大和の梅酒」にも収穫した梅を提供しています。

農業は天候に左右される仕事なので、ひょうで梨が全滅したときもあったそうです。それでも神谷さんは、他の果樹との比率を考え、リスクを分散させた栽培方法を取り入れて経営しています。特に梨づくりには定評があり、平成23年度

の大和市梨立毛共進会では優等賞を受賞した腕前です。

また、さがみ農業協同組合大和市青壮年部に所属し活動するなか、8月3日の市との共催事業「親子農業めぐり」では、市内の親子たちが神谷さんのブルーベリー畑で摘み取りをし、とても好評でした。

今後の抱負をお聞きしたところ、家庭を持って益々農業に励みたいとのこと。これからも農業の担い手としてしっかり地域に根を張り、頑張ってくれるでしょう。



これからの活躍が期待される
神谷 貴博さん(31歳)

相談コーナー

大切な農地をお互いに見守ろう



Q

知り合いの業者から「良い土が出たのでその土を畑にいれたらどうか」との話がありました。現在耕作している農地は段差があり機械が入ることが難しいため、せっかくなので農地を造成して、機械の入れる畑にしようかと思っています。何か手続きは必要なのでしょうか？

A

外部から搬入した土砂を用いて盛土を中心とする工事を行い良好な農地をつくることは農地造成になります。農地造成するには、事前に農地法の手続き（許可又は届出）が必要です。土量や面積によっては許可を受ける必要があります。

申請

面積が概ね1,000平方メートル以内で、工事期間が概ね3ヶ月以内で、かつ盛土高、切土高または掘削の深さが施行基面から概ね1メートル以下の場合は届出。いずれか一つでも超えた場合は許可申請が必要。

手続き

届出も許可申請も農業委員会へ。許可申請は毎月10日が締め切りですが、事前相談が必要となりますので早めに相談してください。

注意

「よい土があるので荒れた畑に入れて造成してあげる」などの話を持ちかけ、実際には違法な残土処分や産業廃棄物の投棄場になってしまう悪徳な業者もいます。また、業者に逃げられ農地の所有者が多額の費用をかけて是正することにもなります。「農地を貸してほしい」「農地を造成してあげる」などの話を持ちかけられたら安易に契約しないで、必ず地元の農業委員や農業委員会にご相談ください。

国が支える。安心が大きくなる
担い手積立年金
【愛称】

知って得する 農業者年金

Q&A

女性農業者の
 皆さんご存知ですか？



Q: 農業者年金はどのような仕組みになっていますか？

A: 少子高齢時代でも安定し、安心して加入できる積立方式・確定拠出型の年金です！

農業者年金は、加入者自らが支払った保険料が将来の自らの年金給付に使われる積立方式の年金です。また、保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型の仕組みです。「積立方式・確定拠出型」の農業者年金制度は、加入者や受給者の方の数がどのように変化しても、その影響を受けない財政的に安定した制度です。少子高齢時代でも安心してご加入いただけます。

保険料の額は月額2万～6万7千円の間で千円単位で選択でき、途中で自由に増減させることもできます。年金は、生きている間必ず決まった金額が支払われる終身年金です。また、仮に80歳よりも前に亡くなった場合でも、80歳までの農業者老齢年金の現在価格に相当する金額は、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

農業者年金の支給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料月額2万円の場合		保険料月額3万円の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	89万円	77万円	134万円	116万円
30歳	30年	59万円	51万円	88万円	76万円
40歳	20年	35万円	30万円	52万円	45万円
50歳	10年	15万円	13万円	23万円	20万円

※この試算は、65歳までの付利利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.40%となった場合の試算です。
 付利利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.40%は農林水産省告示(平成23年4月1日施行)により定められている率です。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋 1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
 電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660

<http://www.nounen.go.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！